

1. 委託の概要

- ・受変電設備更新工事設計業務委託

2. 指名競争入札の採用理由

今回については実際に設計するにあたり「建築設計士」が在席する業者でないと受変電設備更新工事するに足る設計ができないため、指名競争入札とする。

3. 指名業者選定理由

- ・群馬県建設工事請負業者選定要領第13条及び第14条において、設計金額500万円以上の電気工事を指名競争入札に付する場合、群馬県競争入札参加資格のB等級を有する法人を10者以上指名することになっており、同様の基準で選定した。

- ・群馬県競争入札参加資格があり、建築設計士が在席する業者を指名した(計13者指名)。

※前回辞退者多数のため入札不調となっており、「設備一級建築士」または「建築設備士」の在籍する業者から「建築設計士」が在席する業者に範囲を広げた。